

平成31年度

大田区住宅リフォーム助成事業のご案内

区内中小事業者の施工によるリフォーム工事費用の一部を助成します。
工事を始める前に、事前相談（仮申請）の手続きが必要です。
ご注意ください。

【受付期間】

受付期間	工事完了期限
平成31年 4月10日 ~ 平成32年 1月31日	平成32年 2月29日

※工事完了後、1か月以内に助成申請が必要となります。
※助成申請提出期限は平成32年3月末です。これ以降の申請は受付できません。

自己の居住している住宅のリフォームを区内の中小事業者に発注し、バリアフリー、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化のための住宅リフォーム工事及び吹付アスベスト除去工事を行う場合、工事費用の一部を助成します。

◆助成金額

工事内容		助成額	上限額
バリアフリー、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化に該当するリフォーム工事		助成対象額(※)の10%	20万円
区の他の助成制度・保険給付制度を活用したリフォーム工事		助成対象額(※)の5%	10万円
耐震化工事	(耐震化助成制度を併せて利用する場合)	助成対象額(※)の10%	20万円
	(耐震化助成制度を利用しない場合)	助成対象額(※)の10%	30万円
吹付アスベスト除去工事		実際の工事費用(税抜)の10%	50万円

(※) 助成対象額…標準工事費を合算した額または総工事費用（税抜）のいずれか低い額

助成要件

1 助成対象工事について

区が定める①バリアフリー化、②環境への配慮、③防犯・防災対策、④住まいの長寿命化に関する工事が助成対象となります。

◆工事期間

事前相談（仮申請）をした日以降に着工し、平成32年2月末までに完了するもの

◆工事内容

- ①助成対象工事一覧表（別紙）にある工事を行うこと。
- ②総工事費用が総額10万円以上（税抜）であること。

2 施工業者要件について

区内中小事業者に発注すること。

区内中小事業者とは・・・

区内に主たる事業所（本社）を有し、中小企業基本法第2条に定めている法人又は個人事業者で、支店・営業所等は含まれません。このため、『他の市区町村に本社がある大田区内の支店』による工事は対象外となりますので、ご注意ください。

3 申請者の要件について

- ①大田区民であること。
- ②平成31年1月1日時点から工事対象住宅に居住している（住民基本台帳に記載がある）こと。
※所有している賃貸アパート等で自己が居住していない場合は対象になりません。
- ③原則として、工事対象住宅の所有者であること。
※賃借人の場合はバリアフリー化工事のみ申請できます。賃借人は賃貸借契約を書面により締結し、家賃の支払いがある方が対象です。また、所有者の承諾が必要になります。
- ④特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- ⑤既に所有している住宅においてこの制度の助成を受けていないこと。
※平成32年度までに限り、初回の工事完了日から1年以上を経過し、初回の助成額が20万円に満たない場合は、2回目の申請をすることができます。
（初回助成額と20万円の差額を上限とします。）

助成額

◆助成金額の計算方法

次のいずれか低い額に助成率を乗じた金額を助成します。

- ①助成対象工事一覧（別紙）に記載されている工事のうち、実際に行う工事の標準工事費を合算した額
- ②総工事費用（税抜）

◆助成率及び上限額

- ①住宅リフォーム助成事業のみ申請する場合
（助成率：10%、上限額：20万円 ※耐震化工事については③を参照してください。）
- ②下記の助成制度や保険給付制度と併せて申請する場合
（助成率：5%、上限額：10万円）

区の他の助成制度・保険給付制度

- 住宅改修費支給（介護保険給付）
- 介護予防住宅改修費支給（介護保険給付）
- 高齢者自立支援住宅改修費助成
- 重度身体障害者（児）住宅改造相談・助成

③耐震化工事

耐震化助成制度を併せて利用する場合
(助成率：10%、上限額：20万円)
耐震化助成制度を利用しない場合
(助成率：10%、上限額：30万円)

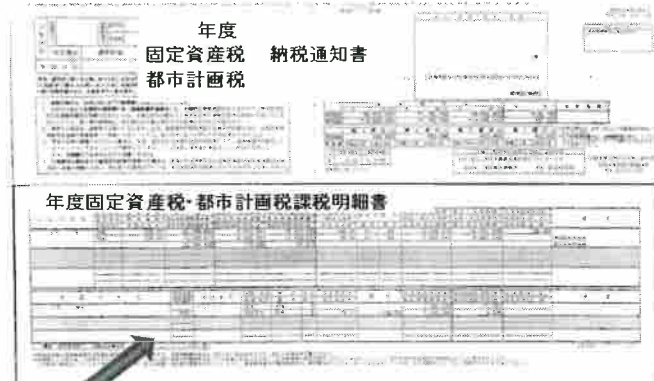
④吹付けアスベスト除去工事

(助成額：実際の工事費用(税抜)の10%、上限額：50万円)
※詳細については、お問い合わせください。

申込方法

- ・リフォーム工事に着工する前に、受付窓口で事前相談(仮申請)をしてください。
- ・工事完了後1か月以内に、必要書類をそろえて受付窓口で助成申請をしてください。
- ・受注した区内中小事業者による代理申請も受け付けます。(委任状が必要です。)

受付窓口：住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内) 大田区役所本庁舎7階14番窓口



必要書類

◆事前相談(仮申請)

- ア 事前相談申込書
- イ 工事内容がわかる見積書の写し
- ウ 建物所有者等の確認できる書類

(最新の固定資産税等通知書と課税明細書、または発行後1年以内の建物登記簿謄本の写し等)

- エ 委任状(区内中小事業者による代理申請の場合)

◆工事完了後の助成申請

- ア 助成申請書(事前相談受付時にお渡しします。)
- イ 住民票の写し※
- ウ 特別区民税・都民税の納税証明書又は非課税証明書の写し※
※イ、ウについては助成申請書の同意欄に同意する旨の署名・捺印した場合は省略できます。
- エ 請求書および内訳書(実際の工事内容がわかるもの)の写し
※請求書の内訳として見積書を使用される場合は、事前相談(仮申請)時に提出いただいたものと同額であっても再度ご提出ください。また、請求書内に見積書を内訳として使用することを明記してください。
- オ 領収書またはそれに代わる書類(支払者、支払先、支払金額等がわかる書類)の写し
- カ 写真(対象工事箇所ごとの、工事前・工事中・工事完了後の写真)

※窓口ではコピーは致しませんので、予めご用意をお願いします。

※必要に応じて、その他の関係書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

ご注意ください

- ◆建築基準法及びその他関連法規に違反する住宅でないことを要します。
- ◆新築、建替え、全面改築や増築、購入に伴う工事は該当しません。
- ◆次の経費は、住宅リフォーム助成事業の対象になりません。
 - ・所有している賃貸用アパート等のリフォーム経費
 - ・倉庫、駐車場、階段等、外構部分(建物本体に付属しないで設置される構造物)に係る経費
- ◆事前相談(仮申請)時に提出いただいた見積書に記載のない工事(追加工事)が発生する場合は工事完了前にご連絡ください。

住宅リフォーム助成 手続きの流れ

事前相談(仮申請)

- 必要書類をお持ちになり、受付窓口にお越しください。助成制度についてご説明いたします。
- 『事前相談申込書』をお渡ししますので、必要事項を記入してください。
- 『事前相談申込書』とその他の必要書類を提出してください。
- 工事完了後の助成申請に必要な書類をお渡しします。

住宅リフォーム工事の実施

- 事前相談(仮申請)をした日以降に着工し、平成32年2月末までに完了してください。
- 助成申請時に施工状況を写真で確認させていただきます。
- 対象工事個所ごとに、工事前、工事中及び工事完了後の写真をお撮りください。
- 事前相談(仮申請)時に提出いただいた見積書に記載のない工事が発生する場合は事前にご連絡ください。

工事完了後の助成申請

- リフォーム工事が終了しましたら、必ず1か月以内に『助成申請書』等の必要書類を、受付窓口[※]に直接提出してください。(提出期限：平成32年3月31日 ※これ以降の申請は受付できません。)
- 必要により現場確認を行う場合があります。

助成決定通知の受領

又は

不交付決定通知の受領

- 『助成申請書』等を区で審査した後、助成についての結果を通知します。

助成金の請求

- 助成決定通知書を受け取りましたら、同時に送付される『住宅リフォーム助成金交付請求書』と『支払金口座振替依頼書』を直接、受付窓口[※]に提出してください。

押印に使用する印鑑は、助成申請書に押印したものと同一印鑑を使用してください。
ただし、スタンパー式印(シャチハタ等)は使用できません。

助成金の受取り

- 指定した口座へ助成金を振り込みます。

【問合先】

〒144-8621

住宅相談窓口(建築調整課 住宅担当内)

大田区蒲田5丁目13-14(本庁舎7階14番窓口)

電話5744-1343 FAX5744-1558